

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4
- 道路の区域決定【建設局道路部管理課】 5
- 道路の区域変更【建設局道路部管理課】 6
- 道路の供用開始【建設局道路部管理課】 3 3
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 4 1
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 4 2
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4 3
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 4 8

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課】 5 0
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（6件）【技術監理局契約部契約課】 5 2

◇ 上下水道局

- 排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】 6 4

- 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】 6 5
- 請負契約に係る一般競争入札の公告（2件）【上下水道局総務経営部
総務課】 6 6

北九州市告示第 387 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 12 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
コスモス薬局永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目 4 番 26 号	令和 3 年 12 月 1 日
サンキュードラッグ永犬丸薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目 7 番 8 号	令和 3 年 12 月 1 日

北九州市告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
きゅ訪問看護ステーション	旧	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁目8番2号ガーデンヒルズ星ヶ丘201号	令和3年11月1日
	新	北九州市八幡西区木屋瀬東三丁目6番2号	

北九州市告示第 389 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
3900	青葉台 西 9 号 線	若松区青葉台西六丁目 2 番 1 0 1 地先から 若松区青葉台西六丁目 2 番 1 1 7 地先まで	9.5 ～ 9.6	15.4

北九州市告示第 390 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
701	二夕松町片上町1号線	前	門司区二夕松町2番1地先から 門司区片上町486番6地先まで	3.3 ～ 7.3	812.8
		後	門司区二夕松町2番6地先から 門司区片上町486番6地先まで	3.3 ～ 7.5	812.8
1260	風師19号線	前	門司区風師四丁目159番1地先から 門司区風師四丁目359番16地先まで	4.3 ～ 5.8	167.2
		後	門司区風師四丁目159番2地先から 門司区風師四丁目359番8地先まで	4.3 ～ 5.8	166.7
1262	風師21号線	前	門司区風師四丁目256番1地先から 門司区風師三丁目379番1地先まで	2.2 ～ 9.7	189.0

		後	門司区風師四丁目 2 5 7 番 4 地先から 門司区風師三丁目 3 7 9 番 1 地先まで	2.2 ～ 9.7	188.4
1 2 6 3	風師 2 2 号線	前	門司区風師四丁目 1 2 番 1 0 地先から 門司区風師四丁目 4 6 1 番 1 2 地先まで	1.7 ～ 4.7	94.8
		後	門司区風師四丁目 1 2 番 1 0 地先から 門司区風師四丁目 2 番 1 地 先まで	1.6 ～ 4.5	96.1
1 2 6 4	風師 2 3 号線	前	門司区風師四丁目 1 2 番 1 地先から 門司区風師四丁目 1 2 番 1 0 地先まで	0.9 ～ 10.0	129.2
		後	門司区風師四丁目 1 2 番 1 地先から 門司区風師四丁目 1 2 番 1 0 地先まで	0.9 ～ 8.2	128.8
1 2 6 5	風師 2 4 号線	前	門司区風師四丁目 3 8 7 番 地先から 門司区風師四丁目 3 8 6 番 地先まで	1.1 ～ 2.5	54.0
		後	門司区風師四丁目 3 8 7 番 地先から 門司区風師四丁目 3 8 6 番 地先まで	1.0 ～ 2.4	53.0
1 2 6 6	風師 2 5 号線	前	門司区風師四丁目 2 3 番 1 地先から 門司区風師三丁目 3 3 7 番 2 地先まで	2.9 ～ 7.8	517.5

		後	門司区風師四丁目 2 3 番 1 地先から 門司区風師三丁目 3 3 7 番 2 地先まで	2.9 ～ 7.8	517.7
1 2 6 7	風師 2 6 号線	前	門司区風師四丁目 1 番 6 地 先から 門司区風師四丁目 3 9 3 番 2 地先まで	2.3 ～ 3.3	25.1
		後	門司区風師四丁目 1 番 6 地 先から 門司区風師四丁目 1 番 7 地 先まで	2.7 ～ 3.4	
1 2 6 8	風師 2 7 号線	前	門司区風師四丁目 1 番 1 0 地先から 門司区風師四丁目 1 番 9 地 先まで	1.7 ～ 4.0	23.5
		後	門司区風師四丁目 1 番 1 0 地先から 門司区風師四丁目 1 番 9 地 先まで	1.7 ～ 4.0	
1 2 7 1	風師 3 0 号線	前	門司区風師四丁目 1 2 番 1 地先から 門司区風師四丁目 1 番 1 0 地先まで	2.3 ～ 4.1	207.1
		後	門司区風師四丁目 1 番 1 地 先から 門司区風師四丁目 1 番 1 0 地先まで	3.3 ～ 4.1	
1 2 7 3	風師 3 2 号線	前	門司区風師三丁目 3 7 2 番 1 地先から 門司区風師三丁目 3 7 2 番 1 地先まで	5.2 ～ 6.3	99.7

		後	門司区風師三丁目 3 7 2 番 1 地先から 門司区風師三丁目 3 7 2 番 5 6 地先まで	5.2 ～ 6.3	99.8
1 2 7 5	春日町 2 号線	前	門司区春日町 9 4 3 番 2 地 先から 門司区高砂町 9 番 9 地先ま で	1.0 ～ 12.4	731.5
		後	門司区春日町 9 4 3 番 2 地 先から 門司区高砂町 9 番 9 地先ま で	1.0 ～ 12.4	731.1
1 2 8 7	春日町 1 4 号 線	前	門司区春日町 7 番 5 地先か ら 門司区春日町 7 番 1 3 地先 まで	2.6 ～ 9.7	121.5
		後	門司区春日町 2 0 7 番 5 地 先から 門司区春日町 7 番 1 3 地先 まで	2.6 ～ 9.7	121.3
2 6 4 7	東門司 1 6 号 線	前	門司区東門司二丁目 2 0 3 9 番 5 地先から 門司区東門司二丁目 1 9 3 5 番 2 地先まで	6.2 ～ 6.5	243.9
		後	門司区東門司二丁目 2 0 3 9 番 5 地先から 門司区東門司二丁目 1 9 3 5 番 2 地先まで	6.2 ～ 6.5	243.9
2 6 5 0	東門司 1 9 号 線	前	門司区東門司二丁目 2 0 2 1 番 1 地先から 門司区東門司二丁目 2 0 0 1 番 4 0 地先まで	1.0 ～ 6.2	233.0

		後	門司区東門司二丁目202 0番5地先から 門司区東門司二丁目200 1番40地先まで	1.0 ～ 5.7	234.3
2739	二夕松 町1号 線	前	門司区二夕松町414番4 9地先から 門司区二夕松町2番3地先 まで	4.4 ～ 5.5	133.3
		後	門司区二夕松町414番4 9地先から 門司区二夕松町2番5地先 まで	4.4 ～ 5.6	132.8
3072	風師3 3号線	前	門司区風師三丁目372番 45地先から 門司区風師三丁目2番3地 先まで	4.3 ～ 6.0	238.5
		後	門司区風師三丁目372番 32地先から 門司区風師三丁目2番3地 先まで	4.3 ～ 6.0	238.3
705	末広1 号線	前	小倉北区末広二丁目13番 地先から 小倉北区長浜町335番1 地先まで	8.6 ～ 47.0	1,039.4
		後	小倉北区末広二丁目13番 地先から 小倉北区長浜町335番1 地先まで	8.6 ～ 47.0	1,035.7
718	高坊黒 原1号 線	前	小倉北区高坊二丁目128 1番2地先から 小倉北区黒原三丁目102 7番4地先まで	5.6 ～ 14.0	767.7

		後	小倉北区高坊二丁目128 1番2地先から 小倉北区黒原三丁目102 7番4地先まで	5.7 ～ 14.0	767.2
1031	足原6 号線	前	小倉北区足原二丁目60番 9地先から 小倉北区足原二丁目5番1 地先まで	5.1 ～ 6.4	448.2
		後	小倉北区足原二丁目60番 9地先から 小倉北区足原二丁目5番1 地先まで	5.8 ～ 6.4	448.5
1049	足原2 4号線	前	小倉北区足原二丁目5番3 2地先から 小倉北区足原一丁目5番2 8地先まで	4.0 ～ 6.0	79.6
		後	小倉北区足原二丁目5番3 2地先から 小倉北区足原一丁目5番2 8地先まで	4.1 ～ 4.7	79.7
1274	板櫃町 4号線	前	小倉北区板櫃町3番2地先 から 小倉北区板櫃町1番12地 先まで	3.7 ～ 5.0	280.4
		後	小倉北区板櫃町3番1地先 から 小倉北区板櫃町1番12地 先まで	3.7 ～ 5.2	280.4
1278	板櫃町 8号線	前	小倉北区板櫃町3番2地先 から 小倉北区板櫃町1386番 4地先まで	2.4 ～ 7.3	868.0

		後	小倉北区板櫃町 3 番 1 地先 から 小倉北区板櫃町 1 3 8 6 番 4 地先まで	2.4 ～ 7.3	863.0
1 7 9 0	黒原 2 8 号線	前	小倉北区黒原三丁目 1 0 9 3 番 1 6 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 0 7 8 番 1 地先まで	3.0 ～ 7.5	155.2
		後	小倉北区黒原三丁目 1 0 9 3 番 1 6 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 0 7 8 番 1 地先まで	3.0 ～ 7.5	154.6
1 8 5 5	熊谷 5 号線	前	小倉北区熊谷一丁目 1 8 2 番 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 8 4 番 1 地先まで	3.9 ～ 5.8	93.5
		後	小倉北区熊谷一丁目 1 8 2 番 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 8 4 番 1 地先まで	3.8 ～ 4.6	93.3
1 8 6 2	熊谷 1 2 号線	前	小倉北区熊谷一丁目 7 9 番 2 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 8 7 番 1 地先まで	3.4 ～ 10.8	247.5
		後	小倉北区熊谷一丁目 7 9 番 2 2 地先から 小倉北区熊谷一丁目 1 8 4 番 1 地先まで	3.4 ～ 4.9	247.5
2 8 8 1	緑ヶ丘 2 号線	前	小倉北区緑ヶ丘一丁目 2 3 5 5 番 1 地先から 小倉北区緑ヶ丘一丁目 2 0 5 9 番 4 地先まで	4.0 ～ 12.8	150.3

		後	小倉北区緑ヶ丘一丁目 2 3 5 5 番 1 地先から 小倉北区緑ヶ丘三丁目 1 0 2 番 1 地先まで	4.0 ～ 12.8	150.2
3 0 6 6	霧ヶ丘 1 9 号 線	前	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 7 6 番 1 0 地先から 小倉北区高坊二丁目 1 6 3 7 番 1 6 地先まで	3.1 ～ 7.8	307.8
		後	小倉北区霧ヶ丘一丁目 1 0 7 6 番 1 0 地先から 小倉北区高坊二丁目 1 6 3 7 番 1 6 地先まで	2.7 ～ 7.8	307.6
5 1 0	長野津 田 1 号 線	前	小倉南区長野一丁目 1 3 8 5 番 5 地先から 小倉南区津田南町 1 9 5 番 1 地先まで	2.7 ～ 20.8	1,634.7
		後	小倉南区長野一丁目 1 3 8 5 番 5 地先から 小倉南区津田南町 1 9 5 番 1 地先まで	2.7 ～ 20.8	1,637.8
2 7 2 5	津田 4 号線	前	小倉南区津田四丁目 4 1 0 番 2 地先から 小倉南区津田五丁目 8 2 5 番地先まで	1.3 ～ 2.8	322.4
		後	小倉南区津田四丁目 4 1 0 番 2 地先から 小倉南区津田五丁目 8 2 5 番地先まで	1.1 ～ 2.8	322.6
2 7 2 8	津田 7 号線	前	小倉南区津田四丁目 5 3 7 番 2 地先から 小倉南区津田四丁目 5 3 8 番地先まで	1.8 ～ 3.2	134.5

		後	小倉南区津田四丁目 5 3 7 番 2 地先から 小倉南区津田四丁目 5 3 8 番地先まで	1.2 ～ 3.4	134.8
2 7 4 8	津田 2 7 号線	前	小倉南区津田五丁目 4 0 8 番 1 地先から 小倉南区津田五丁目 4 2 8 番地先まで	1.7 ～ 3.6	130.3
		後	小倉南区津田五丁目 4 0 8 番 1 地先から 小倉南区津田五丁目 4 2 8 番地先まで	1.7 ～ 2.8	129.8
2 9 9 5	長野 1 8 号線	前	小倉南区大字長野 7 4 1 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 7 8 番 1 地先まで	3.7 ～ 10.7	1,508.5
		後	小倉南区大字長野 7 4 1 番 3 地先から 小倉南区大字長野 2 7 8 番 1 地先まで	3.7 ～ 10.7	1,508.7
3 0 5 3	長野本 町 2 号 線	前	小倉南区長野本町三丁目 2 1 1 8 番 1 地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 1 4 9 番 1 地先まで	4.7 ～ 10.0	565.9
		後	小倉南区長野本町三丁目 2 1 1 8 番 1 地先から 小倉南区長野本町二丁目 2 1 4 9 番 1 地先まで	4.7 ～ 8.5	565.4
4 0 4 2	湯川新 町 1 4 号線	前	小倉南区湯川新町一丁目 4 1 3 番地先から 小倉南区湯川新町一丁目 3 5 3 番 1 地先まで	2.4 ～ 5.6	170.9

		後	小倉南区湯川新町一丁目4 13番地先から 小倉南区湯川新町一丁目3 53番1地先まで	2.4 ～ 5.4	171.0
4044	湯川新 町16 号線	前	小倉南区湯川新町一丁目3 55番2地先から 小倉南区湯川新町一丁目3 53番2地先まで	4.3 ～ 6.4	121.2
		後	小倉南区湯川新町一丁目3 55番2地先から 小倉南区湯川新町一丁目3 53番2地先まで	4.3 ～ 4.7	121.2
6043	曾根2 23号 線	前	小倉南区曾根北町2633 番44地先から 小倉南区大字曾根4361 番10地先まで	16.6 ～ 18.9	1,063.7
		後	小倉南区曾根北町2633 番44地先から 小倉南区大字曾根4361 番10地先まで	16.6 ～ 18.9	1,063.7
6262	湯川新 町11 9号線	前	小倉南区湯川新町一丁目3 97番2地先から 小倉南区湯川新町一丁目3 53番1地先まで	5.9 ～ 7.6	186.8
		後	小倉南区湯川新町一丁目3 97番2地先から 小倉南区湯川新町一丁目3 53番1地先まで	5.9 ～ 7.6	186.8
1519	今光6 号線	前	若松区今光二丁目28番3 地先から 若松区今光二丁目19番2 1地先まで	2.2 ～ 14.0	198.4

		後	若松区今光二丁目28番3 地先から 若松区今光二丁目19番2 1地先まで	2.2 ～ 6.2	198.6
3680	青葉台 西3号 線	前	若松区青葉台西六丁目2番 110地先から 若松区青葉台西六丁目2番 106地先まで	9.7 ～ 13.0	310.7
		後	若松区青葉台西六丁目2番 113地先から 若松区青葉台西六丁目2番 106地先まで	9.7 ～ 13.1	313.9
3886	青葉台 西8号 線	前	若松区青葉台西六丁目2番 101地先から 若松区青葉台西六丁目2番 110地先まで	9.7 ～ 12.1	202.2
		後	若松区青葉台西六丁目2番 101地先から 若松区青葉台西六丁目2番 115地先まで	9.7 ～ 12.1	199.3
733	楠橋野 面1号 線	前	八幡西区楠橋南三丁目11 1番1地先から 八幡西区大字野面2396 番5地先まで	5.5 ～ 9.7	269.7
		後	八幡西区楠橋南三丁目11 1番1地先から 八幡西区大字野面2396 番5地先まで	7.9 ～ 9.7	270.0
2688	楠橋8 6号線	前	八幡西区大字楠橋31番4 地先から 八幡西区大字楠橋13番7 地先まで	5.9 ～ 6.3	208.4

		後	八幡西区楠橋南三丁目 3 1 番 9 地先から 八幡西区大字楠橋 1 3 番 7 地先まで	6.0 ～ 6.3	206.8
3 7 7 5	千代ヶ 崎 3 7 号線	前	八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 4 番 1 地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 4 番 2 5 地先まで	5.9 ～ 6.8	441.7
		後	八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 4 番 1 地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目 1 4 番 2 5 地先まで	5.9 ～ 6.8	441.2
5 1 7 7	光貞台 1 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 1 番 2 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 3 番地先まで	12.0 ～ 12.2	407.2
		後	八幡西区光貞台一丁目 1 番 2 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 番 1 1 地先まで	12.0 ～ 12.2	404.1
5 1 7 8	光貞台 2 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 3 番地先まで	8.7 ～ 9.1	314.2
		後	八幡西区光貞台一丁目 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 1 番 1 4 地先まで	8.9 ～ 11.2	304.9
5 1 7 9	光貞台 3 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 1 1 番 1 6 地先から 八幡西区光貞台一丁目 8 番 地先まで	5.7 ～ 6.0	229.6

		後	八幡西区光貞台一丁目 1 1 番 1 6 地先から 八幡西区光貞台一丁目 8 番 地先まで	5.7 ～ 6.0	228.9
5 1 8 0	光貞台 4 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 1 0 番 6 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 2 番 2 地先まで	6.0	90.6
		後	八幡西区光貞台一丁目 1 0 番 6 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 2 番 2 地先まで	6.0	86.1
5 1 8 1	光貞台 5 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 1 0 番 1 地先から 八幡西区光貞台一丁目 9 番 9 地先まで	6.0	65.3
		後	八幡西区光貞台一丁目 1 0 番 1 地先から 八幡西区光貞台一丁目 9 番 8 地先まで	6.0	65.8
5 1 8 2	光貞台 6 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 7 番 9 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 1 番 1 地先まで	6.0 ～ 6.1	30.9
		後	八幡西区光貞台一丁目 7 番 9 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 1 番 1 地先まで	6.0 ～ 6.1	30.7
5 1 8 4	光貞台 8 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 8 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 2 番 地先まで	6.0 ～ 8.0	513.3

		後	八幡西区光貞台一丁目 8 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 2 番 地先まで	6.0 ～ 7.8	510.6
5 1 8 5	光貞台 9 号線	前	八幡西区光貞台一丁目 3 番 1 地先から 八幡西区光貞台一丁目 6 番 4 8 地先まで	6.0 ～ 9.1	374.6
		後	八幡西区光貞台一丁目 3 番 3 5 地先から 八幡西区光貞台一丁目 6 番 4 8 地先まで	6.0 ～ 9.1	373.1
5 1 8 6	光貞台 1 0 号 線	前	八幡西区光貞台一丁目 3 番 3 地先から 八幡西区光貞台一丁目 3 番 9 地先まで	4.5 ～ 4.6	69.0
		後	八幡西区光貞台一丁目 3 番 3 地先から 八幡西区光貞台一丁目 3 番 9 地先まで	4.5 ～ 4.6	69.1
5 1 8 7	光貞台 1 1 号 線	前	八幡西区光貞台一丁目 4 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 5 番 地先まで	6.0 ～ 10.7	141.2
		後	八幡西区光貞台一丁目 4 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 5 番 地先まで	6.0	140.1
5 1 8 8	光貞台 1 2 号 線	前	八幡西区光貞台一丁目 5 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 6 番 2 8 地先まで	6.0	120.5

		後	八幡西区光貞台一丁目 5 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 6 番 2 8 地先まで	6.0 ～ 6.1	120.5
5 1 8 9	光貞台 1 3 号 線	前	八幡西区光貞台一丁目 2 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 3 番 9 地先まで	9.0 ～ 9.5	218.7
		後	八幡西区光貞台一丁目 2 番 地先から 八幡西区光貞台一丁目 3 番 9 地先まで	9.0 ～ 9.5	217.5
5 1 9 0	光貞台 1 4 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 番 1 2 地先まで	9.0	343.8
		後	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 番 1 1 地先まで	9.0	341.5
5 1 9 1	光貞台 1 5 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 5 番 9 地先まで	6.0	455.5
		後	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 5 番 9 地先まで	6.0	452.7
5 1 9 2	光貞台 1 6 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目 2 2 番 6 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 9 番 8 地先まで	6.0	397.1

		後	八幡西区光貞台二丁目 2 2 番 6 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 9 番 8 地先まで	6.0	394.8
5 1 9 3	光貞台 1 7 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 5 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 8 番 7 地先まで	9.0 ～ 26.2	342.2
		後	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 5 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 8 番 7 地先まで	9.0	343.2
5 1 9 4	光貞台 1 8 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目 1 6 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 2 番 7 地先まで	6.0	322.9
		後	八幡西区光貞台二丁目 1 6 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 2 番 7 地先まで	6.0	321.1
5 1 9 5	光貞台 1 9 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目 1 4 番 1 5 地先から 八幡西区光貞台二丁目 4 番 1 8 地先まで	6.0	185.1
		後	八幡西区光貞台二丁目 1 4 番 1 5 地先から 八幡西区光貞台二丁目 4 番 1 8 地先まで	6.0	184.4
5 1 9 6	光貞台 2 0 号 線	前	八幡西区光貞台二丁目 1 4 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 1 番 7 地先まで	6.0	224.8

		後	八幡西区光貞台二丁目14番1地先から 八幡西区光貞台二丁目11番7地先まで	6.0	223.5
5197	光貞台 21号 線	前	八幡西区光貞台二丁目15番1地先から 八幡西区光貞台二丁目8番6地先まで	6.0	243.8
		後	八幡西区光貞台二丁目15番1地先から 八幡西区光貞台二丁目8番6地先まで	6.0	241.8
5198	光貞台 22号 線	前	八幡西区光貞台二丁目9番1地先から 八幡西区光貞台二丁目6番5地先まで	6.0	185.6
		後	八幡西区光貞台二丁目9番1地先から 八幡西区光貞台二丁目6番5地先まで	6.0	184.7
5199	光貞台 23号 線	前	八幡西区光貞台二丁目5番1地先から 八幡西区光貞台二丁目3番12地先まで	6.0	172.3
		後	八幡西区光貞台二丁目5番1地先から 八幡西区光貞台二丁目3番12地先まで	6.0	171.4
5200	光貞台 24号 線	前	八幡西区光貞台二丁目4番17地先から 八幡西区光貞台二丁目1番9地先まで	6.0 ～ 13.0	246.0

		後	八幡西区光貞台二丁目4番 17地先から 八幡西区光貞台二丁目1番 9地先まで	6.0	244.6
5201	光貞台 25号 線	前	八幡西区光貞台二丁目1番 16地先から 八幡西区光貞台二丁目2番 20地先まで	6.0	32.0
		後	八幡西区光貞台二丁目1番 16地先から 八幡西区光貞台二丁目2番 20地先まで	6.0	32.0
5202	光貞台 26号 線	前	八幡西区光貞台二丁目20 番18地先から 八幡西区光貞台二丁目16 番8地先まで	6.0 ～ 10.9	73.2
		後	八幡西区光貞台二丁目20 番18地先から 八幡西区光貞台二丁目16 番8地先まで	6.0	73.2
5203	光貞台 27号 線	前	八幡西区光貞台二丁目24 番2地先から 八幡西区光貞台二丁目23 番8地先まで	6.0	17.9
		後	八幡西区光貞台二丁目24 番2地先から 八幡西区光貞台二丁目23 番8地先まで	6.0	17.9
5204	光貞台 28号 線	前	八幡西区光貞台二丁目13 番16地先から 八幡西区光貞台二丁目5番 8地先まで	6.0 ～ 10.6	146.4

		後	八幡西区光貞台二丁目13番16地先から 八幡西区光貞台二丁目5番8地先まで	6.0	146.3
5205	光貞台 29号 線	前	八幡西区光貞台二丁目25番18地先から 八幡西区光貞台二丁目17番8地先まで	6.0 ～ 12.9	111.4
		後	八幡西区光貞台二丁目25番18地先から 八幡西区光貞台二丁目17番8地先まで	6.0	111.6
5206	光貞台 30号 線	前	八幡西区光貞台二丁目12番8地先から 八幡西区光貞台二丁目3番11地先まで	6.0 ～ 11.5	202.0
		後	八幡西区光貞台二丁目12番8地先から 八幡西区光貞台二丁目3番11地先まで	6.0	200.9
5207	光貞台 31号 線	前	八幡西区光貞台二丁目12番1地先から 八幡西区光貞台二丁目7番6地先まで	6.0	29.2
		後	八幡西区光貞台二丁目12番1地先から 八幡西区光貞台二丁目7番6地先まで	6.0	29.1
5208	光貞台 32号 線	前	八幡西区光貞台二丁目22番1地先から 八幡西区光貞台二丁目23番13地先まで	6.0	57.2

		後	八幡西区光貞台二丁目 2 2 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 3 番 1 3 地先まで	6.0	56.5
5 2 0 9	光貞台 3 3 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 5 番 2 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 9 番 3 地先まで	5.5 ～ 6.1	549.6
		後	八幡西区光貞台三丁目 2 5 番 2 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 9 番 2 地先まで	6.0 ～ 6.1	547.5
5 2 1 0	光貞台 3 4 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 9 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 8 番 5 地先まで	6.0	105.6
		後	八幡西区光貞台三丁目 2 9 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 8 番 5 地先まで	6.0	105.1
5 2 1 1	光貞台 3 5 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 7 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 4 番 5 地先まで	6.0	125.6
		後	八幡西区光貞台三丁目 2 7 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 4 番 5 地先まで	6.0	124.7
5 2 1 2	光貞台 3 6 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 8 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 7 番 2 地先まで	6.0	71.6

		後	八幡西区光貞台三丁目 2 8 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 7 番 2 地先まで	6.0	71.1
5 2 1 3	光貞台 3 7 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 2 番 1 0 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 7 番 2 地先まで	6.0 ～ 9.0	254.0
		後	八幡西区光貞台三丁目 2 2 番 1 0 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 7 番 2 地先まで	6.0 ～ 9.0	252.4
5 2 1 4	光貞台 3 8 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 1 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 8 番 2 地先まで	6.0	238.0
		後	八幡西区光貞台三丁目 2 1 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 8 番 2 地先まで	6.0	236.9
5 2 1 5	光貞台 3 9 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 0 番 4 地先まで	6.0	46.4
		後	八幡西区光貞台三丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 0 番 4 地先まで	6.0	46.4
5 2 1 6	光貞台 4 0 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 3 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 番 1 1 地先まで	6.0 ～ 12.0	695.3

		後	八幡西区光貞台三丁目 2 3 番 6 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 3 番地先まで	6.0 ～ 12.0	692.0
5 2 1 7	光貞台 4 1 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 2 4 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 9 番 1 0 地先まで	6.0 ～ 9.0	235.9
		後	八幡西区光貞台三丁目 2 4 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 9 番 1 0 地先まで	6.0 ～ 9.0	235.1
5 2 1 8	光貞台 4 2 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 1 6 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 5 番 6 地先まで	6.0	108.6
		後	八幡西区光貞台三丁目 1 6 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 5 番 6 地先まで	6.0	108.0
5 2 1 9	光貞台 4 3 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 1 2 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 1 番 5 地先まで	6.0	127.0
		後	八幡西区光貞台三丁目 1 2 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 1 番 5 地先まで	6.0	125.1
5 2 2 0	光貞台 4 4 号 線	前	八幡西区光貞台三丁目 1 4 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 番 1 2 地先まで	6.0	411.9

		後	八幡西区光貞台三丁目14番7地先から 八幡西区光貞台三丁目1番12地先まで	6.0	410.4
5 2 2 1	光貞台 45号 線	前	八幡西区光貞台三丁目15番7地先から 八幡西区光貞台三丁目14番2地先まで	6.0	75.0
		後	八幡西区光貞台三丁目15番7地先から 八幡西区光貞台三丁目14番2地先まで	6.0	74.7
5 2 2 2	光貞台 46号 線	前	八幡西区光貞台三丁目17番9地先から 八幡西区光貞台三丁目3番16地先まで	6.0	403.2
		後	八幡西区光貞台三丁目17番9地先から 八幡西区光貞台三丁目3番16地先まで	6.0	401.8
5 2 2 3	光貞台 47号 線	前	八幡西区光貞台三丁目14番1地先から 八幡西区光貞台三丁目6番9地先まで	6.0	105.8
		後	八幡西区光貞台三丁目14番1地先から 八幡西区光貞台三丁目6番9地先まで	6.0	105.1
5 2 2 4	光貞台 48号 線	前	八幡西区光貞台三丁目13番1地先から 八幡西区光貞台三丁目10番8地先まで	6.0	32.6

		後	八幡西区光貞台三丁目13番1地先から 八幡西区光貞台三丁目10番8地先まで	6.0	32.4
5 2 2 5	光貞台 49号 線	前	八幡西区光貞台三丁目7番1地先から 八幡西区光貞台三丁目5番5地先まで	6.0	109.3
		後	八幡西区光貞台三丁目7番1地先から 八幡西区光貞台三丁目5番5地先まで	6.0	108.7
5 2 2 6	光貞台 50号 線	前	八幡西区光貞台三丁目8番6地先から 八幡西区光貞台三丁目2番1地先まで	6.0	169.0
		後	八幡西区光貞台三丁目8番6地先から 八幡西区光貞台三丁目2番1地先まで	6.0	168.4
5 2 2 7	光貞台 51号 線	前	八幡西区光貞台三丁目9番1地先から 八幡西区光貞台三丁目4番5地先まで	6.0	108.2
		後	八幡西区光貞台三丁目9番1地先から 八幡西区光貞台三丁目4番5地先まで	6.0	108.2
5 2 2 8	光貞台 52号 線	前	八幡西区光貞台三丁目10番1地先から 八幡西区光貞台三丁目1番3地先まで	6.0	32.4

		後	八幡西区光貞台三丁目10番1地先から 八幡西区光貞台三丁目1番22地先まで	6.0	32.1
5731	浅川1 73号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目1番101地先から 八幡西区浅川学園台四丁目7番109地先まで	6.0 ～ 9.0	136.3
		後	八幡西区浅川学園台四丁目1番109地先から 八幡西区浅川学園台四丁目4番109地先まで	6.0 ～ 9.0	135.5
5732	浅川1 74号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目9番101地先から 八幡西区浅川学園台四丁目1番107地先まで	6.0 ～ 7.2	606.6
		後	八幡西区浅川学園台四丁目8番104地先から 八幡西区浅川学園台四丁目4番101地先まで	6.0 ～ 6.9	610.4
5733	浅川1 75号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目2番117地先から 八幡西区浅川学園台四丁目3番108地先まで	6.0	96.9
		後	八幡西区浅川学園台四丁目3番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目2番111地先まで	6.0	96.2
5734	浅川1 76号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目3番101地先から 八幡西区浅川学園台四丁目4番108地先まで	6.0	98.4

		後	八幡西区浅川学園台四丁目 4番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 3番109地先まで	6.0	97.7
5735	浅川1 77号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目 11番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 7番114地先まで	6.0	174.9
		後	八幡西区浅川学園台四丁目 2番110地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 8番101地先まで	6.0	174.8
5736	浅川1 78号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目 11番101地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 10番110地先まで	6.0	113.9
		後	八幡西区浅川学園台四丁目 10番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 11番109地先まで	6.0	114.9
5737	浅川1 79号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目 10番101地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 9番111地先まで	6.0	133.0
		後	八幡西区浅川学園台四丁目 9番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 10番111地先まで	6.0	133.3
5738	浅川1 80号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目 5番102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 3番33地先まで	5.7 ～ 6.0	299.3

		後	八幡西区浅川学園台四丁目 1番108地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 8番105地先まで	5.7 ～ 6.0	300.1
5739	浅川1 81号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目 7番108地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 6番111地先まで	6.0	89.8
		後	八幡西区浅川学園台四丁目 5番106地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 7番101地先まで	6.0	90.2
5740	浅川1 82号 線	前	八幡西区浅川学園台四丁目 5番101地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 6番107地先まで	6.0	49.8
		後	八幡西区浅川学園台四丁目 6番104地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 5番107地先まで	6.0	49.9
5742	浅川光 貞台1 号線	前	八幡西区浅川学園台四丁目 100番41地先から 八幡西区光貞台一丁目3番 35地先まで	6.0	19.5
		後	八幡西区浅川学園台四丁目 9番115地先から 八幡西区光貞台二丁目26 番21地先まで	6.0	22.5

北九州市告示第 391 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 3 年 12 月 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
701	二夕松町 片上町 1 号線	門司区二夕松町 2 番 6 地先から 門司区片上町 4 8 6 番 6 地先まで
1260	風師 1 9 号線	門司区風師四丁目 1 5 9 番 2 地先から 門司区風師四丁目 3 5 9 番 8 地先まで
1262	風師 2 1 号線	門司区風師四丁目 2 5 7 番 4 地先から 門司区風師三丁目 3 7 9 番 1 地先まで
1263	風師 2 2 号線	門司区風師四丁目 1 2 番 1 0 地先から 門司区風師四丁目 2 番 1 地先まで
1264	風師 2 3 号線	門司区風師四丁目 1 2 番 1 地先から 門司区風師四丁目 1 2 番 1 0 地先まで
1265	風師 2 4 号線	門司区風師四丁目 3 8 7 番地先から 門司区風師四丁目 3 8 6 番地先まで
1266	風師 2 5 号線	門司区風師四丁目 2 3 番 1 地先から 門司区風師三丁目 3 3 7 番 2 地先まで
1267	風師 2 6 号線	門司区風師四丁目 1 番 6 地先から 門司区風師四丁目 1 番 7 地先まで
1268	風師 2 7 号線	門司区風師四丁目 1 番 1 0 地先から 門司区風師四丁目 1 番 9 地先まで

1 2 7 1	風師 3 0 号線	門司区風師四丁目 1 番 1 地先から 門司区風師四丁目 1 番 1 0 地先まで
1 2 7 3	風師 3 2 号線	門司区風師三丁目 3 7 2 番 1 地先から 門司区風師三丁目 3 7 2 番 5 6 地先まで
1 2 7 5	春日町 2 号線	門司区春日町 9 4 3 番 2 地先から 門司区高砂町 9 番 9 地先まで
1 2 8 7	春日町 1 4 号線	門司区春日町 2 0 7 番 5 地先から 門司区春日町 7 番 1 3 地先まで
2 6 4 7	東門司 1 6 号線	門司区東門司二丁目 2 0 3 9 番 5 地先から 門司区東門司二丁目 1 9 3 5 番 2 地先まで
2 6 5 0	東門司 1 9 号線	門司区東門司二丁目 2 0 2 0 番 5 地先から 門司区東門司二丁目 2 0 0 1 番 4 0 地先まで
2 7 3 9	二夕松町 1 号線	門司区二夕松町 4 1 4 番 4 9 地先から 門司区二夕松町 2 番 5 地先まで
3 0 7 2	風師 3 3 号線	門司区風師三丁目 3 7 2 番 3 2 地先から 門司区風師三丁目 2 番 3 地先まで
7 0 5	末広 1 号 線	小倉北区末広二丁目 1 3 番地先から 小倉北区長浜町 3 3 5 番 1 地先まで
7 1 8	高坊黒原 1 号線	小倉北区高坊二丁目 1 2 8 1 番 2 地先から 小倉北区黒原三丁目 1 0 2 7 番 4 地先まで
1 0 3 1	足原 6 号 線	小倉北区足原二丁目 6 0 番 9 地先から 小倉北区足原二丁目 5 番 1 地先まで
1 0 4 9	足原 2 4 号線	小倉北区足原二丁目 5 番 3 2 地先から 小倉北区足原一丁目 5 番 2 8 地先まで
1 2 7 4	板櫃町 4 号線	小倉北区板櫃町 3 番 1 地先から 小倉北区板櫃町 1 番 1 2 地先まで
1 2 7 8	板櫃町 8 号線	小倉北区板櫃町 3 番 1 地先から 小倉北区板櫃町 1 3 8 6 番 4 地先まで

1790	黒原28号線	小倉北区黒原三丁目1093番16地先から 小倉北区黒原三丁目1078番1地先まで
1855	熊谷5号線	小倉北区熊谷一丁目182番2地先から 小倉北区熊谷一丁目184番1地先まで
1862	熊谷12号線	小倉北区熊谷一丁目79番22地先から 小倉北区熊谷一丁目184番1地先まで
2881	緑ヶ丘2号線	小倉北区緑ヶ丘一丁目2355番1地先から 小倉北区緑ヶ丘三丁目102番1地先まで
3066	霧ヶ丘19号線	小倉北区霧ヶ丘一丁目1076番10地先から 小倉北区高坊二丁目1637番16地先まで
510	長野津田1号線	小倉南区長野一丁目1385番5地先から 小倉南区津田南町195番1地先まで
2725	津田4号線	小倉南区津田四丁目410番2地先から 小倉南区津田五丁目825番地先まで
2728	津田7号線	小倉南区津田四丁目537番2地先から 小倉南区津田四丁目538番地先まで
2995	長野18号線	小倉南区大字長野741番3地先から 小倉南区大字長野278番1地先まで
3053	長野本町2号線	小倉南区長野本町三丁目2118番1地先から 小倉南区長野本町二丁目2149番1地先まで
4042	湯川新町14号線	小倉南区湯川新町一丁目413番地先から 小倉南区湯川新町一丁目353番1地先まで
4044	湯川新町16号線	小倉南区湯川新町一丁目355番2地先から 小倉南区湯川新町一丁目353番2地先まで
6043	曾根223号線	小倉南区曾根北町2633番44地先から 小倉南区大字曾根4361番10地先まで
1519	今光6号線	若松区今光二丁目28番3地先から 若松区今光二丁目19番21地先まで

3680	青葉台西 3号線	若松区青葉台西六丁目2番113地先から 若松区青葉台西六丁目2番106地先まで
3886	青葉台西 8号線	若松区青葉台西六丁目2番101地先から 若松区青葉台西六丁目2番115地先まで
3900	青葉台西 9号線	若松区青葉台西六丁目2番101地先から 若松区青葉台西六丁目2番117地先まで
733	楠橋野面 1号線	八幡西区楠橋南三丁目111番1地先から 八幡西区大字野面2396番5地先まで
2688	楠橋86 号線	八幡西区楠橋南三丁目31番9地先から 八幡西区大字楠橋13番7地先まで
3775	千代ヶ崎 37号線	八幡西区千代ヶ崎三丁目14番1地先から 八幡西区千代ヶ崎三丁目14番25地先まで
5177	光貞台1 号線	八幡西区光貞台一丁目1番2地先から 八幡西区光貞台三丁目1番11地先まで
5178	光貞台2 号線	八幡西区光貞台一丁目1番1地先から 八幡西区光貞台一丁目11番14地先まで
5179	光貞台3 号線	八幡西区光貞台一丁目11番16地先から 八幡西区光貞台一丁目8番地先まで
5180	光貞台4 号線	八幡西区光貞台一丁目10番6地先から 八幡西区光貞台一丁目12番2地先まで
5181	光貞台5 号線	八幡西区光貞台一丁目10番1地先から 八幡西区光貞台一丁目9番8地先まで
5182	光貞台6 号線	八幡西区光貞台一丁目7番9地先から 八幡西区光貞台一丁目11番1地先まで
5184	光貞台8 号線	八幡西区光貞台一丁目8番地先から 八幡西区光貞台一丁目2番地先まで
5185	光貞台9 号線	八幡西区光貞台一丁目3番35地先から 八幡西区光貞台一丁目6番48地先まで

5 1 8 6	光貞台 1 0 号線	八幡西区光貞台一丁目 3 番 3 地先から 八幡西区光貞台一丁目 3 番 9 地先まで
5 1 8 7	光貞台 1 1 号線	八幡西区光貞台一丁目 4 番地先から 八幡西区光貞台一丁目 5 番地先まで
5 1 8 8	光貞台 1 2 号線	八幡西区光貞台一丁目 5 番地先から 八幡西区光貞台一丁目 6 番 2 8 地先まで
5 1 8 9	光貞台 1 3 号線	八幡西区光貞台一丁目 2 番地先から 八幡西区光貞台一丁目 3 番 9 地先まで
5 1 9 0	光貞台 1 4 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 番 1 1 地先まで
5 1 9 1	光貞台 1 5 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 5 番 9 地先まで
5 1 9 2	光貞台 1 6 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 2 番 6 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 9 番 8 地先まで
5 1 9 3	光貞台 1 7 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 1 番 5 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 8 番 7 地先まで
5 1 9 4	光貞台 1 8 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 6 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 2 番 7 地先まで
5 1 9 5	光貞台 1 9 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 4 番 1 5 地先から 八幡西区光貞台二丁目 4 番 1 8 地先まで
5 1 9 6	光貞台 2 0 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 4 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 1 番 7 地先まで
5 1 9 7	光貞台 2 1 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 5 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 8 番 6 地先まで
5 1 9 8	光貞台 2 2 号線	八幡西区光貞台二丁目 9 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 6 番 5 地先まで
5 1 9 9	光貞台 2 3 号線	八幡西区光貞台二丁目 5 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 3 番 1 2 地先まで

5 2 0 0	光貞台 2 4 号線	八幡西区光貞台二丁目 4 番 1 7 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 番 9 地先まで
5 2 0 1	光貞台 2 5 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 番 1 6 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 番 2 0 地先まで
5 2 0 2	光貞台 2 6 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 0 番 1 8 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 6 番 8 地先まで
5 2 0 3	光貞台 2 7 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 4 番 2 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 3 番 8 地先まで
5 2 0 4	光貞台 2 8 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 3 番 1 6 地先から 八幡西区光貞台二丁目 5 番 8 地先まで
5 2 0 5	光貞台 2 9 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 5 番 1 8 地先から 八幡西区光貞台二丁目 1 7 番 8 地先まで
5 2 0 6	光貞台 3 0 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 2 番 8 地先から 八幡西区光貞台二丁目 3 番 1 1 地先まで
5 2 0 7	光貞台 3 1 号線	八幡西区光貞台二丁目 1 2 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 7 番 6 地先まで
5 2 0 8	光貞台 3 2 号線	八幡西区光貞台二丁目 2 2 番 1 地先から 八幡西区光貞台二丁目 2 3 番 1 3 地先まで
5 2 0 9	光貞台 3 3 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 5 番 2 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 9 番 2 地先まで
5 2 1 0	光貞台 3 4 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 9 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 8 番 5 地先まで
5 2 1 1	光貞台 3 5 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 7 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 4 番 5 地先まで
5 2 1 2	光貞台 3 6 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 8 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 7 番 2 地先まで
5 2 1 3	光貞台 3 7 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 2 番 1 0 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 7 番 2 地先まで

5 2 1 4	光貞台 3 8 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 1 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 8 番 2 地先まで
5 2 1 5	光貞台 3 9 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 1 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 0 番 4 地先まで
5 2 1 6	光貞台 4 0 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 3 番 6 地先から 八幡西区光貞台一丁目 1 3 番地先まで
5 2 1 7	光貞台 4 1 号線	八幡西区光貞台三丁目 2 4 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 9 番 1 0 地先まで
5 2 1 8	光貞台 4 2 号線	八幡西区光貞台三丁目 1 6 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 5 番 6 地先まで
5 2 1 9	光貞台 4 3 号線	八幡西区光貞台三丁目 1 2 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 1 番 5 地先まで
5 2 2 0	光貞台 4 4 号線	八幡西区光貞台三丁目 1 4 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 番 1 2 地先まで
5 2 2 1	光貞台 4 5 号線	八幡西区光貞台三丁目 1 5 番 7 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 4 番 2 地先まで
5 2 2 2	光貞台 4 6 号線	八幡西区光貞台三丁目 1 7 番 9 地先から 八幡西区光貞台三丁目 3 番 1 6 地先まで
5 2 2 3	光貞台 4 7 号線	八幡西区光貞台三丁目 1 4 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 6 番 9 地先まで
5 2 2 4	光貞台 4 8 号線	八幡西区光貞台三丁目 1 3 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 1 0 番 8 地先まで
5 2 2 5	光貞台 4 9 号線	八幡西区光貞台三丁目 7 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 5 番 5 地先まで
5 2 2 6	光貞台 5 0 号線	八幡西区光貞台三丁目 8 番 6 地先から 八幡西区光貞台三丁目 2 番 1 地先まで
5 2 2 7	光貞台 5 1 号線	八幡西区光貞台三丁目 9 番 1 地先から 八幡西区光貞台三丁目 4 番 5 地先まで

5 2 2 8	光貞台 5 2号線	八幡西区光貞台三丁目 10番 1地先から 八幡西区光貞台三丁目 1番 22地先まで
5 7 3 1	浅川 1 7 3号線	八幡西区浅川学園台四丁目 1番 109地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 4番 109地先まで
5 7 3 2	浅川 1 7 4号線	八幡西区浅川学園台四丁目 8番 104地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 4番 101地先まで
5 7 3 3	浅川 1 7 5号線	八幡西区浅川学園台四丁目 3番 102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 2番 111地先まで
5 7 3 4	浅川 1 7 6号線	八幡西区浅川学園台四丁目 4番 102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 3番 109地先まで
5 7 3 5	浅川 1 7 7号線	八幡西区浅川学園台四丁目 2番 110地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 8番 101地先まで
5 7 3 6	浅川 1 7 8号線	八幡西区浅川学園台四丁目 10番 102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 11番 109地先まで
5 7 3 7	浅川 1 7 9号線	八幡西区浅川学園台四丁目 9番 102地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 10番 111地先まで
5 7 3 8	浅川 1 8 0号線	八幡西区浅川学園台四丁目 1番 108地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 8番 105地先まで
5 7 3 9	浅川 1 8 1号線	八幡西区浅川学園台四丁目 5番 106地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 7番 101地先まで
5 7 4 0	浅川 1 8 2号線	八幡西区浅川学園台四丁目 6番 104地先から 八幡西区浅川学園台四丁目 5番 107地先まで
5 7 4 2	浅川光貞 台 1号線	八幡西区浅川学園台四丁目 9番 115地先から 八幡西区光貞台二丁目 26番 21地先まで

北九州市告示第392号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
みんなの小倉クリニック	北九州市小倉南区下城野三丁目1番26号オフィスパレア下城野IA棟3号室	令和3年12月1日

2 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
よしたけ薬局 宇佐町店	北九州市小倉北区宇佐町一丁目7番35号	令和3年12月1日
サンキュードラッグ 永犬丸薬局	北九州市八幡西区八枝一丁目7番8号	令和3年12月1日
コスモス薬局 永犬丸店	北九州市八幡西区八枝五丁目4番26号	令和3年12月1日

3 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
セントバーナード北九州 訪問看護ステーション	北九州市小倉北区馬借一丁目12番14-201号	令和3年12月1日
ありす訪問看護八幡西ステーション	北九州市八幡西区藤田一丁目5番21-104号	令和3年12月1日
とばた訪問看護ステーション	北九州市戸畑区牧山二丁目8番1号	令和3年12月1日

北九州市告示第 3 9 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

訪問看護（精神通院医療）所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
きゅ訪問看護ステーション	旧	北九州市八幡西区星ヶ丘七丁目 8 番 2 号ガーデンヒルズ星ヶ丘 2 0 1 号	令和 3 年 1 月 1 日
	新	北九州市八幡西区木屋瀬東三丁目 6 番 2 号	

北九州市告示第394号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので法第51条1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ホームヘルプ ひまわり 北九州市小倉北区今町二丁目1番2号 1階	合同会社アライブ 代表社員 米原徹訓 北九州市小倉北区今町二丁目1番2号 1階	特定無し	4017801707
ヘルパーステーション令和 北九州市若松区大井戸町11番2号	株式会社KG福祉サービス 代表取締役 小賀翔馬 北九州市若松区栄盛川町10番8号	特定無し	4016500508

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ホームヘルプ ひまわり 北九州市小倉北区今町二丁目1番2号 1階	合同会社アライブ 代表社員 米原徹訓 北九州市小倉北区今町二丁目1番2号 1階	特定無し	4017801707
ヘルパーステーション	株式会社KG福祉サービス	特定無し	4016500508

シオン令和 北九州市若松区 大井戸町11番 2号	ス 代表取締役 小賀翔馬 北九州市若松区栄盛川町 10番8号		
-----------------------------------	---	--	--

(3) 指定障害福祉サービス事業者（自立訓練（生活訓練））

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
OHANA 北九州市小倉南区志井六丁目2 3番3号	株式会社ITSUKI 代表取締役 脇 功実 福岡県行橋市須磨園55 番地3	特定無し	4017702079

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
就労継続支援B型 Art Studio Koura 北九州市小倉北区片野三丁目4番18号はたけやまビル3・4階	株式会社カインド 代表取締役 柿本 優 北九州市小倉北区片野三丁目4番18号	身体障害者（肢体不自由、聴覚言語及び内部障害）、知的障害者及び精神障害者	4017801699
ぎやらりいゆう 北九州市小倉南区葛原高松二丁目1番28号	一般社団法人ゆう 代表理事 高木美恵子 北九州市小倉南区葛原高松二丁目1番28号	特定無し	4017701998

(5) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
チャレンジラボ	株式会社スマイルカンパ	重症心身障	4057800072

清水校 北九州市小倉北 区清水三丁目1 0番6号ベルガ 清水202	ニー 代表取締役 村田美紀 北九州市小倉北区馬借一 丁目1番17-2703 号	害児以外	
放課後等デイサ ービス ペガサ ス 北九州市小倉南 区下城野二丁目 6番10号テク ノプラザ城野C 棟1号室	合同会社サギシマ 代表社員 鷺島利子 北九州市小倉南区湯川新 町二丁目26番13号	重症心身障 害児以外	4057700116
のぞみクラブ 北九州市小倉南 区大字高津尾1 19番5号	株式会社望 代表取締役 河原麻希 北九州市小倉南区大字高 津尾119番5号	重症心身障 害児以外	4057700124
ひまわり 北九州市小倉南 区守恒本町二丁 目6番28号	合同会社亀山社中 代表社員 中本俊輔 北九州市小倉南区蒲生四 丁目3番26号	重症心身障 害児以外	4057700132
おーぷんはーと 高須 北九州市若松区 高須西一丁目1 3番1号	株式会社C-S m i l e 代表取締役 江上智重子 北九州市八幡西区引野三 丁目13番10号	重症心身障 害児以外	4056500053
こどもデイサー ビス ファース トフレンド 北九州市八幡東 区前田一丁目3 番16号 パー クハウス八幡1 01号室	一般社団法人フジフィー ルド 代表理事 藤本史郎 福岡県築上郡吉富町大字 広津385番地1	重症心身障 害児以外	4056600135

ぼのぼの 北九州市八幡西 区藤原二丁目4 番3号	合同会社びおら 代表社員 松尾里江子 北九州市八幡西区藤原二 丁目4番3号	重症心身障 害児以外	4056700117
七色のひかり 北九州市八幡西 区塔野一丁目1 番8号	株式会社ジョブ・ブレー ン 代表取締役 岡本尚明 北九州市八幡西区星ヶ丘 二丁目16番9号	重症心身障 害児以外	4056700125

(6) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設 の名称及び所在 地	事業者又は施設の設置者 の名称、代表者名及び主 たる事務所の所在地	事業の主た る対象者	事業所番号
のぞみクラブ 北九州市小倉南 区大字高津尾1 19番5号	株式会社望 代表取締役 河原麻希 北九州市小倉南区大字高 津尾119番5号	重症心身障 害児以外	4057700124
ひまわり 北九州市小倉南 区守恒本町二丁 目6番28号	合同会社亀山社中 代表社員 中本俊輔 北九州市小倉南区蒲生四 丁目3番26号	重症心身障 害児以外	4057700132
おーぷんはーと 高須 北九州市若松区 高須西一丁目1 3番1号	株式会社C-S m i l e 代表取締役 江上智重子 北九州市八幡西区引野三 丁目13番10号	重症心身障 害児以外	4056500053
こどもデイサー ビス ファース トフレンド 北九州市八幡東 区前田一丁目3 番16号 パー クハウス八幡1 01号室	一般社団法人フジフィー ルド 代表理事 藤本史郎 福岡県築上郡吉富町大字 広津385番地1	重症心身障 害児以外	4056600135

ぼのぼの 北九州市八幡西 区藤原二丁目4 番3号	合同会社びおら 代表社員 松尾里江子 北九州市八幡西区藤原二 丁目4番3号	重症心身障 害児以外	4056700117
七色のひかり 北九州市八幡西 区塔野一丁目1 番8号	株式会社ジョブ・ブレー ン 代表取締役 岡本尚明 北九州市八幡西区星ヶ丘 二丁目16番9号	重症心身障 害児以外	4056700125
もやいのえんが わ 北九州市八幡西 区鉄王二丁目2 番43号	社会福祉法人もやい聖友 会 理事長 権頭喜美恵 北九州市八幡西区鉄王二 丁目2番36号	重症心身障 害児以外	4056715222

2 指定年月日

令和3年7月1日

北九州市告示第395号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、法第51条2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
チームケアステーションきらら八幡ケアセンター 北九州市八幡東区西本町四丁目12番18号	有限会社月翔 代表取締役 清水剛一郎 北九州市小倉南区若園一丁目3番2号	特定無し	4016600407
なごみ介護サービス 北九州市八幡西区馬場山東二丁目10番5号	有限会社なごみ 取締役 谷崎節子 北九州市八幡西区馬場山東二丁目10番5号	身体障害者、知的障害者及び障害児	4016700124

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
なごみ介護サービス 北九州市八幡西区馬場山東二丁目10番5号	有限会社なごみ 取締役 谷崎節子 北九州市八幡西区馬場山東二丁目10番5号	身体障害者、知的障害者及び障害児	4016700124

(3) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
チームケアステーションきらら八幡ケアセンター 北九州市八幡東区西本町四丁目12番18号	有限会社月翔 代表取締役 清水剛一郎 北九州市小倉南区若園一丁目3番2号	特定無し	4016600407

(4) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
多機能型事業所折尾すずらん 北九州市八幡西区折尾一丁目14番9号	社会福祉法人すみれ会 理事長 前田 章 神戸市長田区鹿松町二丁目9番43号	知的障害者及び精神障害者	4016701726

(5) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
n e s tぎやらりいゆう 北九州市小倉南区葛原高松二丁目1番28号	特定非営利活動法人 n e s t 理事長 林 澄江 北九州市小倉北区木町三丁目6番7号	身体障害者（肢体不自由）、知的障害者及び精神障害者	4017701790

2 廃止年月日

令和3年6月30日

北九州市公告第 8 1 7 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヒマラヤ八幡西店

北九州市八幡西区八枝二丁目 1 番 1 0 3 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ヒマラヤ

岐阜県岐阜市江添一丁目 1 番 1 号

代表取締役 小森裕作

3 変更する事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 3, 4 0 1 平方メートル

イ 変更後 3, 7 9 5 平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 変更前 駐車場 1 9 8 台

駐車場 2 3 6 台

駐車場 3 3 4 台

計 1 6 8 台

(イ) 変更後 駐車場 1 8 1 台

駐車場 2 3 6 台

駐車場 3 3 4 台

計 1 5 1 台

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 変更前 荷さばき施設 1 3 1. 5 平方メートル

荷さばき施設 2 2 4 平方メートル

計 5 5. 5 平方メートル

(イ) 変更後 荷さばき施設 1 44平方メートル
計 44平方メートル

ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 変更前 廃棄物保管施設 1 42立方メートル

(イ) 変更後 廃棄物保管施設 1 22.53立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(ア) 変更前 荷さばき施設 1 午前10時から午後6時まで

荷さばき施設 2 午前10時から午後6時まで

(イ) 変更後 荷さばき施設 1 午前9時から午後7時まで

4 変更する年月日

令和4年7月25日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年11月24日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和4年4月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和3年12月29日から令和4年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和4年4月1日までに北九州市産業経済局商業・MICE推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第818号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	相割川護岸工事（3-3）
	工事場所	北九州市門司区恒見町ほか
	工事内容	工事延長 100メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
	予定価格	5,030万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市門司区内、小倉北区内又は小倉南区内にあること。
	実績	平成28年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格（注4）5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が令和2年度又は令和3年度に発注した土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格5,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格1,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和3年12月6日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和3年12月7日 午前9時から正午まで	
	（1） 令和3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで （2） 令和3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年12月21日 午前9時
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札	
	（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。		

9 その他	<p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第 8 1 9 号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	折尾土地区画整理事業（堀川町）宅地造成工事（3-1）
	工事場所	北九州市八幡西区堀川町
	工事内容	掘削・残土処理工 1, 170 立方メートル
	工期	請負契約締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
	予定価格	3, 816 万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注 1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	土木工事（希望順位が第 1 順位であること。）
	等級（注 2）	B
	許可	土木工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成 2 8 年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格 2 0 0 万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（軽微な工事（注 3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1）競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が令和 2 年度又は令和 3 年度に発注した予定価格（注 4）2, 5 0 0 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した土木工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注 5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注 6）を協議（注 7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2）本市が発注した予定価格 1, 0 0 0 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の土木工事（推進工事、管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和 3 年 1 月 2 9 日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が 3 箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から本件開札日まで（注 8）の毎日午前 9 時から午前 1 1 時 3 0 分まで及び午後 1 時から午後 4 時 3 0 分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		（1）この公告の日から令和 3 年 1 2 月 6 日まで（注 8）の毎日午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで （2）令和 3 年 1 2 月 7 日 午前 9 時から正午まで
5 入札書の受付期間		（1）令和 3 年 1 2 月 1 6 日及び同月 1 7 日 午前 9 時から午後 7 時まで （2）令和 3 年 1 2 月 2 0 日 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和 3 年 1 2 月 2 1 日 午前 9 時 5 分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上の額。ただし、契約規則第 2 5 条第 7 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1）この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2）競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3）契約規則第 1 2 条各号のいずれかに該当する入札 （4）北九州市電子入札実施要領第 1 0 条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		（1）この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 （2）入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。

(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 合併入札を行った工事については、合併入札時の予定価格をいう。

注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。

注6 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。

注7 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。

注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第820号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	丸山団地第1工区市営住宅電気工事
	工事場所	北九州市門司区丸山二丁目4番
	工事内容	市営住宅の新築電気工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年4月17日まで
	予定価格	5,739万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 入札の中止	この工事に関連する「丸山団地第1工区市営住宅建設工事」が市議会の否決による契約不成立となった場合は、この工事の入札を中止する。	
5 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和3年12月6日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和3年12月7日 午前9時から正午まで	
6 入札書の受付期間	（1） 令和3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで （2） 令和3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで	
7 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年12月21日 午前9時
8 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 （1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 （2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 （3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	

	(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
10 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。	
注2 建設工事事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。	
注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。	
注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。	
注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。	
注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。	
注7 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。	

北九州市公告第821号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	大積トンネル（大積柄杓田1号線）トンネル照明LED化工事
	工事場所	北九州市門司区大字大積ほか
	工事内容	トンネル照明のLED化工事
	工期	請負契約締結の日から令和4年12月28日まで
	予定価格	3,786万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注4）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注5）を協議（注6）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	3 契約条項を示す場所及び期間	場所
期間		この公告の日から本件開札日まで（注7）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和3年12月6日まで（注7）の毎日午前9時から午後4時30分まで	
	（2） 令和3年12月7日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	（1） 令和3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで	
	（2） 令和3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年12月21日 午前9時8分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。	
	（1） この公告に示した競争参加資格のない者のした入札	
	（2） 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札	
	（3） 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札	
	（4） 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
（1） この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。		

9 その他	<p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注4 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第26条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第26条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第26条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第26条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注7 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市公告第822号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	丸山団地第1工区市営住宅機械工事
	工事場所	北九州市門司区丸山二丁目4番
	工事内容	市営住宅の新築機械工事
	工期	請負契約締結の日から令和5年4月17日まで
	予定価格	6,758万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	管工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス又はLPガスに係る工事を除く。）で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 入札の中止	この工事に関連する「丸山団地第1工区市営住宅建設工事」が市議会の否決による契約不成立となった場合は、この工事の入札を中止する。	
5 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和3年12月6日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年12月7日 午前9時から正午まで	
6 入札書の受付期間	(1) 令和3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで	
7 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年12月21日 午前9時16分
8 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		

- 注2 建設工事に資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注4 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第823号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	北九州市環境ミュージアム空調熱源設備改修工事
	工事場所	北九州市八幡東区東田二丁目2番6号
	工事内容	環境ミュージアムの空調熱源設備改修工事
	工期	請負契約締結の日から令和4年3月31日まで
	予定価格	1,943万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	管工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	管工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	手持工事等	Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した管工事（都市ガス若しくはLPガスに係る工事又は軽微な工事（注3）を除く。）で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間		(1) この公告の日から令和3年12月6日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年12月7日 午前9時から正午まで
5 入札書の受付期間		(1) 令和3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで
6 開札の場所及び日時	場所 日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 令和3年12月21日 午前9時24分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効		次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札
9 その他		(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。

注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に

規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局告示第30号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
8129	株式会社クリア ライト 白石憲太郎	福岡市博多区東那 珂一丁目2番11 号	令和3年12月1日 から令和8年5月3 1日まで

北九州市上下水道局告示第31号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F-217	藤木商事株式会 社	藤木博文	福岡市博多区博 多駅南一丁目8 番12号	令和3年1 2月1日

北九州市上下水道局公告第131号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	小森江一丁目他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市門司区小森江一丁目地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径400ミリメートル 404.2メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から235日間
	予定価格	6,490万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和3年12月6日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年12月7日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年12月21日 午前9時10分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178

号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第132号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年12月1日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

1 工事概要	工事名	別所町他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市八幡西区別所町地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径100ミリメートル 431.2メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から225日間
	予定価格	3,943万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事業（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所が北九州市内にあること。
	実績	平成28年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業又は土木工事業（軽微な工事業（注3）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りとして認められたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事業等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事業（管更生工事業、軌道工事業及び本市が指定した特殊工事業を除く。）で令和3年11月29日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注4）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和3年12月6日まで（注4）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和3年12月7日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和3年12月16日及び同月17日 午前9時から午後7時まで (2) 令和3年12月20日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和3年12月21日 午前9時15分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事業競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 北九州市工事業執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事業をいう。

注4 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）

号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。